

新型インフルエンザ対策の充実についての意見書

本年4月にメキシコや米国で確認された新型インフルエンザの感染が世界的に拡大する中で、世界保健機関においては、警戒レベルをフェーズ6に引き上げ、世界的大流行（パンデミック）を宣言したところである。

我が国においては、5月16日に、海外への渡航歴のない感染者が初めて確認され、6月1日には、本県においても感染者が確認されるなど、国内感染者が拡大し、国民生活に大きな不安を与えている。

厚生労働省は8月28日、今回の新型インフルエンザによる国内の患者数は年内に約2千500万人、人口の20%に達するとの推計罹患率に基づく「流行シナリオ」を発表した。患者のうち、入院する人の割合、入院率は1.5%、約38万人で、0.15%約4万人が重症化してインフルエンザ脳症や人口呼吸器装着になると予想。ピーク時で一日当たり約76万人が発症する見通しと発表している。

こうした中、国においては、今回の新型インフルエンザが、感染力は強いものの病原性は比較的弱いことから、強毒性のウイルスを想定した現行の「行動計画」について、地域の事情に応じた柔軟な対応を行うことができる「基本的対策方針」を決定したところであるが、この方針では、ウイルスの変異等の今後想定される様々な状況に対応する事には不十分である。

よって、国におかれては、国内感染の更なる拡大を防止するため、新型インフルエンザ対策を国家的な危機管理の問題として位置づけ、下記の対策を早急に講じられるよう強く要望する。

記

- 1 新型インフルエンザに関する国の対策状況等の情報について、迅速に提供すること。
- 2 地方自治体が行う対策の実効性を高めるため、法的根拠を明確にするとともに、実行に係る権限を付与すること。
- 3 地方自治体や医療機関が行う新型インフルエンザ対策に要する費用について、十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月24日

愛知県武豊町議会

議長 小山茂三

[提出先]

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣